

第 20 次いわき市水道事業経営審議会第 3 回議事録

1 日 時 令和 8 年 7 月 2 日（木） 午後 2 時～午後 4 時 10 分

2 場 所 水道局 3 階 第 1 会議室

3 出席者

(1) 委員 (出席：13 名)

石山伯夫、葛城博徳、上遠野恭子、金田晴美、河合伸、木村辰夫、木村千春、
熊田哲也、小林正喜、齊藤千代子、鈴木玉江、原田正光、柳澤晋

(欠席：2 名)

窪田忠仁、星隆之

※50 音順・敬称略

(2) 事務局 飯尾管理者、村上局長、本田次長、園部事業支援課長、富岡経営戦略課長、
松田営業課長、岩間配水課長、岩原工務課長補佐、門馬浄水課長、
高萩南部工事事務所長

○経営戦略課

阿部主幹、木田補佐

[企画係] 柳内係長、緑川専門技術員、木田主査、木村主査、小松主査

[財務係] 吉田係長

4 会議形式 公開

5 傍聴者 1 名

6 会議次第

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 議事

ア 第 2 回審議会の議事録（案）について

イ 経営効率化の取組（令和 7 年度）について

ウ 水道料金制度（水準・体系）の見直しについて

エ その他

(4) 閉会

7 審議事項

(1) 第 2 回審議会の議事録（案）について

第 2 回議事録が了承された。

(2) 経営効率化の取組（令和 7 年度）について

資料 3 「経営効率化の取組（令和 7 年度）」に基づき説明を行った。

- 委員から、「7 ページの No.49 について、令和 6 年度と比較すると倍近い効果額だが、その要因は。」との質問があり、事務局から、「老朽管更新事業について、国の繰出基準に基づき一般会計から繰入金を受けているが、令和 7 年度に繰入割合が 1/4 から 1/2 に拡充されたためである。」と回答した。

- 委員から、「11 ページのNo.49 について、『撤去メーターの売却』とはなにか。」との質問があり、事務局から、「不要となった水道メーターの金属部分を売却したものである。」と回答した。
- 委員から、「15 ページの『資金運用の見直し』の内容は。」との質問があり、事務局から、「金利が上昇傾向にあることを踏まえ、保有資金の運用を定期預金から債券へ見直すことで、運用益の増加を図るものである。」と回答した。
- 委員から、「15 ページについて、債券運用にあたっての基本的な考え方はどのようなものか。」との質問があり、事務局から、「効率的・効果的な運用となるよう複数年の運用とし、資金残高が不足することのないよう、令和 8 年度当初予算で 10 億円の運用額を予算計上した。」と回答した。
- 委員から、「16 ページについて、『委託料が人件費と同程度となっていることを踏まえ、委託内容を再点検し経費の節減に努める』とあるが、今後、直営で行うということか。」との質問があり、事務局から、「任意点検の回数減など、委託内容の見直しにより、委託料を縮減するものである。」と回答した。
- 委員から、「最近、水道の基本料金が減免となったが、経営に影響はないのか。」との質問があり、事務局から、「国の総合経済対策に呼応して実施した事業であり、減収分は全額国の交付金で賄われたため、収支に影響はない。」と回答した。

[まとめ]

- 会長から、次のとおり意見の総括案が示され、審議会として確認がなされた。
 - ・ 経営効率化の取組について、「水道施設の適正化、効率化の取組」など 4 つの取組と、15 の対応事業があり、それぞれの内容と実績を確認した。
 - ・ 令和 7 年度の経営効率化の効果額は合計で約 11 億 2 千万円であり、計画の初年度である令和 4 年度からの累積額は約 51 億円となり、経営効率化の取組は着実に実行されていることを確認した。
 - ・ 今後取り組んでいく経営改善策について、「収入増加」と「経費節減」の両方の取組を着実に実施していくことはもちろん、更なる取組を検討し、実施していく必要があることを確認した。

(3) 水道料金制度（水準・体系）の見直しについて

資料 4 「水道料金制度（水準・体系）の見直し」に基づき説明を行った。

- 委員から、「32 ページについて、改定後の令和 13 年度における純利益が 0 となっているが、想定を超える給水人口の減少などが起きた場合、赤字が見込まれるのではないか。」との質問があり、事務局から「料金改定にあたっては、生活用水使用者に配慮し、料金の激変を避けたいという基本的な考えがある。それを踏まえ、まずは収益的収支を毎年度黒字化するとともに、大規模災害が起きた場合でも事業を継続するための運転資金として資金残高を確保する必要がある。今後の財政収支見通しは、給水収益の減少傾向や物価の上昇等を一定程度見通したものである。」と回答した。更に委員から「今回は次期料金算定期

間の5年間についての審議だが、令和14年度以降の純利益がマイナスになるのはデータ上明らかであり、令和14年度以降も料金改定の検討が必要となる旨を答申書に加える必要がある。」との意見があった。

- 委員から、「40 ページについて、『緩やかな見直し』とあるが、今回緩やかな見直しにすることで、令和14年度以降の料金が大きく跳ね上がることはないのか。」との質問があり、事務局から、「令和14年度以降の料金について、具体的な試算はない。人口減少に伴う収入の減や、世界的な物価・労務単価の上昇など先行きが不透明な状況である。このため、令和14年度以降も、今後の状況を踏まえながら計画を策定し、料金の見直しについて検討することが考えられる。」と回答した。
- 委員から、「47 ページのシミュレーションについて、一般家庭で口径20mmを使用しているケースも増えているが、口径13mmのみで比較している理由は。」との質問があり、事務局から、「口径13mmを使用している使用者が全体の約8割となっているためである。」と回答した。
- 委員から、「給水収益について、料金改定を受けての節水も見込んで収支見通しを作成しているのか。」との質問があり、事務局から、「節水を個別に見込んではいないが、口径別・段階別の水量や水量料金の減少傾向を踏まえて見通しを作成しているため、結果として節水の影響も含んだ見込みとなっている。」と回答した。

[まとめ]

- 会長から、次のとおり意見の総括案が示され、審議会として確認がなされた。
 - ・ 水道料金算定期間を令和9年度から13年度までの5年間とした場合、直近の収支見通しでは、約60.6億円の収支不足が見込まれることから、現行の料金水準から平均改定率17%で引き上げることで、収入不足が解消され、収益的収支の黒字化が図られることを確認した。
 - ・ 料金制度全般について、水需要の減少に影響されにくい理想の体系にした場合、急激な負担割合の変更が生じることから、激変を避け、緩やかな見直しを実施していく方向性を確認した。
 - ・ 基本料金については、水需要の減少に影響されにくい体系とするため、基本料金の割合を引き上げるが、少量使用者への負担が増えすぎないように、バランスに配慮する必要があることを確認した。
 - ・ 水量料金（一般用）について、水需要の減少に影響されにくい体系とするため、逓増制の見直しを行うが、生活用水使用者への負担が増えすぎないように、バランスに配慮する必要があることを確認した。
 - ・ 本日の確認事項については、審議会として大筋の理解をした。また、第4回会議では、浴場用や船舶用など特殊用の料金や、審議会からの意見を踏まえた新たな料金表の案などについて審議し、答申に向けて、審議会としての意見をまとめていくことになる。

8 その他

- 次回（第4回）の審議会について 令和8年7月16日（木）

9 閉 会